

公益財団法人愛知県スポーツ協会契約基準要領

公益財団法人愛知県スポーツ協会経理規程（以下「規程」という。）第49条に定める競争入札及びプロポーザルに係る契約基準については、この要領に基づき作成するものとする。

第1章 競争入札

（参加者）

第1条 規程第50条に定める入札参加資格を有する者の中から、原則として2者以上の競争入札参加者を選定する。

（参加者への通知）

第2条 当該入札の参加者に対し、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- （1）入札に付する事項
- （2）入札執行の日時及び場所
- （3）入札の無効に関する事項
- （4）前各号のほか、入札について必要な事項

（入札の延期又は中止）

第3条 天災地変や公正な入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札を延期又は中止することができる。

（落札者の決定）

第4条 競争入札における落札者は、次の各号に定める方法で決定するものとする。

- （1）最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （2）最低の価格をもって入札した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、次順位者を落札者とするすることができる。
- （3）落札者を決定した場合は、直ちに口頭又は書面をもって落札者にその旨通知をする。

（再度入札）

第5条 落札となるべき同価の入札者が2者以上あった場合は、当該入札者を参加者として、再度入札を行うことができる。

第2章 プロポーザル（企画競争入札）

（参加者）

第6条 規程第50条に定める入札参加資格を有する者の中から、原則として2者以上のプロポーザル参加者を選定する。

(参加者への通知)

第7条 当該プロポーザルの参加者に対し、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- (1) プロポーザルに付する事項
- (2) プロポーザル執行の日時及び場所
- (3) プロポーザルの無効に関する事項
- (4) 前各号のほか、プロポーザルについて必要な事項

(プロポーザルの延期又は中止)

第8条 天災地変や公正なプロポーザルが妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期又は中止することができる。

(プロポーザルの審査)

第9条 当該プロポーザルを審査するにあたり、原則として次の各号に定める基準を満たす審査会を設けなければならない。

- (1) 事務局長、事務局次長始め主任級以上の職員を含む5名以上で構成する。
- (2) 公正かつ厳正な審査基準を作成することができる者で構成する。
- (3) 前各号のほか、審査について必要な知識・能力を有する者を加えることができる。

(受注者の決定)

第10条 プロポーザルによる受注者は、次の各号に定める方法で決定するものとする。

- (1) 前項に定める審査会の審査において受注者を決定する。
- (2) 審査方法は原則として採点方式によるものとする。
- (3) 受注者を決定した場合は、直ちに口頭又は書面をもって落札者にその旨通知をする。

(プロポーザル経過調書の作成)

第11条 当該プロポーザルの経過を明らかにした経過調書を作成し、当該プロポーザルに係る資料、その他の書類とともに保存しなければならない。

附 則

この要領は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。